

福岡県医発第2305号(保)

平成17年 3月25日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹嶋 康弘



被保険者証のカード化について

全国土木建築国民健康保険組合より、現在使用中の被保険者証の有効期限が3月31日で満了となるため、4月1日の被保険者証の更新にあたり、これまでの1世帯に1枚の紙様式からカード様式に変更し、被保険者毎に1枚の被保険者証を交付する旨、別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





土本第5714号の2
平成17年3月14日

福岡県医師会

会長 竹嶋 康弘様

全国土木建築国民健康保険組合
理事長 坂本 龍彦



被保険者証のカード化について

拝啓 早春の候いよいよご清栄のこととお喜び申し上げます。

本組合被保険者に対する療養の給付につきましては、日頃格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在使用中の本組合の被保険者証の有効期限が本年3月31日で満了となりますので4月1日をもって被保険者証を更新することとなりますが、これまでの1世帯に1枚の紙様式からカード様式に変更し、4月1日からは被保険者毎に1枚の被保険者証を交付することといたしましたので、貴会員に周知していただきますようお願い申し上げます。

おって、ご参考までに被保険者証（見本）を同封いたします。

敬 具



国民健康保険被保険者証

0591999999
有効期限 平成19年3月31日

記号 71-8927 番号 481

被保険者氏名 大山 昇

生年月日 昭和56年 6月15日

性別 男

資格取得日 平成15年 4月1日

交付年月日 平成17年 4月1日

組合員 氏名 大山 昇
住所 福岡市中央区今泉1-18-43



事業所名 八重洲建設株式会社 九州支店

全国土木建築国民健康保険組合 保険者番号 133033

一部負担割合 法定どおり 但し、結核予防法第34条35条及び精神福祉法第32条適用医療の自己負担なし

注意事項

- 診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。
なお、老人保健の医療を受けることができる方は、老人保健の健康手帳に、この証を添えてください。
- 一部負担金の割合は3割です。ただし、3歳未満の方は2割、70歳以上の方は高齢受給者証に示す割合となります。（老人保健の医療を受けたときの負担は、健康手帳の医療受給者証に示す割合となります。）
また、入院時の食事に要する費用については、1日につき定額の標準負担額となります。
- 被保険者の資格がなくなったとき、又は氏名が変更になったときは、この証をすみやかに組合員の方がお勤めの会社に返してください。
なお、資格がなくなってからこの証を使用したときは、その治療費を返還していただくことになります。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

お問い合わせは 全国土木建築国民健康保険組合 九州事務所
〒810-0021 福岡市中央区今泉1丁目18番49号 TEL092-751-1608(代)

備考(変更後の住所等)